

はじめに

1 計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月に「強くてしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法では、その第 13 条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

この計画は、この規定に基づき、どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な岐阜県を作り上げるために策定するものである。

2 計画の性格

この計画は、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものである。

より詳細な事業・施策は、本計画に示した推進方針を踏まえながら、毎年の予算編成を通じて具体化し、アクションプランとして取りまとめていく。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までの5年間とする。